

特約の改定について

当金庫では下記の通り特約の改定を行います。

改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

改定日

2022年9月1日（木）

1. 「生体認証特約」の一部改定

改定内容

次の条項について以下のとおり改定します。

新	旧
<p>1. (特約の適用範囲等)</p> <p>(1)この特約は、当金庫が発行する I C キャッシュカードのうち、生体認証機能が付加された I C カード（以下「生体認証 I C カード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。</p> <p>(2)この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。</p> <p>(3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。</p> <p><u>(4)代理人の生体認証 IC カードの利用についても、この特約を適用します。</u></p> <p>2. (生体認証)</p> <p>(1)この特約において生体認証とは、本人の手指静脈情報（以下「生体情報」といいます。）と生体認証 I C カードにあらかじめ記録した<u>手指の静脈パターン情報（以下生体情報と手指静脈の記録情報を総称して「生体認証情報」といいます。）</u>を、当金庫所定の取引（以下「生体認証対象取引」といいます。）を行う際に、照合すること（以下「生体認証情報の照合」といいます。）により本人認証を行う方式をいいます。</p> <p>(省略)</p>	<p>1. (特約の適用範囲等)</p> <p>(1)この特約は、当金庫が発行する IC キャッシュカードのうち、生体認証機能が付加された IC カード(以下「生体認証 I C カード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。</p> <p>(2)この特約は当金庫カード規定および IC キャッシュカード特約は当金庫カード規定および IC キャッシュカード特約の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定および IC キャッシュカード特約で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定および IC キャッシュカード特約により取扱うものとします。</p> <p>(3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定および I C キャッシュカード特約の定義によるものとします。</p> <p>2. (生体認証の利用範囲)</p> <p>(1)この特約において生体認証とは、本人の手指静脈情報（以下「生体情報」といいます。）を生体認証 I C カードにあらかじめ記録し、当金庫所定の取引（以下「生体認証対象取引」といいます。）を行う際に、本人の生体情報と生体認証 I C カードの生体情報を照合することにより本人認証を行う方式をいいます。</p> <p>(省略)</p>



新	旧
<p>3. (生体認証の記録・変更)</p> <p>(省略)</p> <p>(2)生体認証 ICカードの再発行を受けた場合も、あらかじめ生体情報の記録が必要となります。また、代理人の生体認証 ICカードで生体認証を利用する場合には、代理人の生体情報の記録が必要となります。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(5)生体認証 ICカードの利用をやめ、ICカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口へ申し出て下さい。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。</u></p> <p>4. (生体認証情報の照合等)</p> <p>(省略)</p> <p>(2)生体認証対応自動機の故障等により生体認証情報の照合を行うことができない場合には、当金庫所定の他の認証方式を用いるものとします。</p> <p>5. (個人情報等)</p> <p><u>本人および代理人は、当金庫が、生体認証 ICカードによるサービスを提供するにあたり本人確認を行うために、以下について同意するものとします。</u></p> <p><u>(1)本人および代理人が</u></p> <p><u>①生体認証 ICカードの ICチップ内に生体認証情報を登録するとき</u></p> <p><u>②ICチップ内に登録された生体認証情報を変更・確認するとき</u></p> <p><u>③生体認証 ICカードの利用を取りやめるとき</u></p> <p><u>に、当金庫が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。</u></p> <p><u>(2)本人および代理人が生体認証 ICキャッシュカードを用いて当金庫所定の生体認証対応自動機で払戻し、振込、暗証番号の変更、その他当金庫が定めた取引を行うときに、当金庫が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・廃棄すること。</u></p>	<p>3. (生体認証の記録・変更)</p> <p>(省略)</p> <p>(2)生体認証 ICカードの更新や再発行を受けた場合も、あらかじめ生体情報の記録が必要となります。また、代理人の生体認証 ICカードで生体認証を利用する場合には、代理人の生体情報の記録が必要となります。</p> <p>(省略)</p> <p>4. (生体認証の実施)</p> <p>(省略)</p> <p>(2)本人および代理人は、生体認証対応自動機の故障等により生体認証を行うことができない場合には当金庫所定の他の認証方式を用いるものとします。</p> <p>5. (個人情報等)</p> <p>本人および代理人は、当金庫が、生体認証対応自動機による生体認証対象取引において生体認証を行う目的で、生体認証 ICカードに生体情報を記録・保管することに同意します。</p>

新	旧
<p data-bbox="113 226 320 255">6. (利用期間)</p> <p data-bbox="124 315 209 344">(削除)</p> <p data-bbox="113 456 373 486"><u>6.</u> (規定の変更等)</p> <p data-bbox="124 546 209 575">(省略)</p> <p data-bbox="448 640 746 674">(2022年9月1日現在)</p>	<p data-bbox="815 226 1023 255">6. (利用期間)</p> <p data-bbox="810 271 1481 389">生体認証 I Cカードの利用をやめ、I Cカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口に申し出てください。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。</p> <p data-bbox="815 463 1059 492">7. (規定の変更等)</p> <p data-bbox="826 553 911 582">(省略)</p> <p data-bbox="1161 647 1460 680">(2020年4月1日現在)</p>